

(案)

仙台市休日夜間診療所あり方検討支援業務仕様書

別紙 1

1 適用範囲

本仕様書は、仙台市が発注する仙台市休日夜間診療所あり方検討支援業務に適用する。

2 通則

- (1) 本業務は、仙台市契約規則(昭和 39 年仙台市規則第 47 号)のほか、契約書及び本仕様書に基づき行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。
- (2) 受注者は、本業務を行うにあたり、常に発注者と綿密な連絡を取り、担当職員の指示に従わなければならない。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議を行い、担当職員の指示に従わなければならない。
- (4) 受注者は、調査、打合せ等を行ったときは、その内容を記録し、発注者に提出しなければならない。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

3 業務内容の秘密保持

- (1) 本業務の遂行にあたり、発注者から提供する情報について、以下の事項を厳守すること。
 - ① 受注者は、発注者から提供のあった情報について、その秘密を保持しなければならない。
 - ② 受注者は、発注者から提供のあった情報を指示目的以外に使用し、また第三者へ提供してはならない。
 - ③ 受注者は、発注者の許可なく情報を記録した書類又は磁気ファイルの複写及び複製をしてはならない。
 - ④ 受注者は、情報についての事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (2) 前各号に掲げる事項に関する定めに違反した場合、発注者は本契約の解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。

4 業務の目的

- 本市では、休日・夜間における急病患者に対し応急的な診療を行うため、市内 3 か所に休日夜間診療所を設置しており、現在、本市の外郭団体である公益財団法人仙台市救急医療事業団が指定管理者として運営を行っている（休日夜間診療所の施設情報及び診療日時等については別表 1 及び 2 参照）。
- 医療関係者の協力の下、年間約 5 万人に初期救急医療を提供しているが、医師や看護師等の安定的な確保の難しさや、インフルエンザ等の感染症流行期や一般医療機関の休診が続く長期休暇期間等には需要が増加し、大幅な待ち時間が発生するなどの課題が生じているほか、北部急患診療所については、施設が全体的に狭隘であることや駐車場の不足といった施設構造上の課題がある（休日夜間診療所の患者数については別表 3 参照）。
- 本市が令和 6 年度に開催した有識者会議では、本市の休日夜間診療所について、限りある

(案)

医療資源を効果的・効率的に活用することや、高次の救急医療機関との連携強化による休日夜間診療所からの円滑な転送や患者集中時のバックアップ体制の確保といった方向性が示唆されている。

- 本業務では、こうした意見も踏まえつつ、本市が休日夜間診療所の適切なあり方について検討するにあたり必要なデータの分析、課題事項の整理や課題の解決に向けた方策の検討に係る支援等を行うことを目的とする。

5 履行期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

6 休日夜間診療所の課題

(1) 休日夜間診療所共通の課題

① 安定的な運営体制の確保

医師の働き方改革の影響や生産年齢人口の減少によって、今後、医療従事者の確保が困難になると見込まれる中であっても、市民に対して適切に初期救急医療を提供できるよう、他の医療機関等との連携も含め、限りある医療資源を効果的かつ効率的に活用し、安定的な運営体制の確保を図っていく必要がある。

② 需要拡大時への対応

感染症の流行時や長期休暇期間等に、休日夜間診療所に患者が集中するが、診察・調剤・医療事務等に係るスペースに余裕がなく、人員体制も限られていることから、柔軟に診療体制を拡充することが困難であり、需要拡大時のバックアップ体制の確保も含めた検討が必要である。

(2) 北部急患診療所の課題

北部急患診療所は、平成11年に仙台市青葉休日診療所を現所在地に移転・拡充して開設し、開設から26年が経過している。仙台市中心部及び北部エリアにおける初期救急医療の拠点施設として医療を提供してきたが、施設が全体的に狭隘なため感染症患者に対応したゾーニングができない、待合室が狭隘で混雑時は患者が玄関前の階段まで並ぶ、エレベータにストレッチャーが収容できない、駐車場の大幅な不足等の施設構造上の課題を抱えており、初期救急医療機関としてその機能を十分に発揮できるよう、移転等も含めて施設のあり方を見直していく必要がある。

7 業務内容

本市では令和8年10～11月を目途に、別表4の通り仙台市休日夜間診療所のあり方見直しの方向性を整理することとしており、休日夜間診療所共通の課題である安定的な運営体制の確保や需要拡大時への対応等に加え、特に施設構造上の課題が指摘されている北部急患診療所について移転等も含めた課題解決の方向性やその具体的手法を整理する予定である。

これらの支援として、休日夜間診療所の患者データや初期救急医療に対する需要の将来見通しの分析等を通じて、現在の初期救急医療体制に関する課題を整理するとともに、課題解決に資する他地域における取り組み事例、仙台市内の医療資源の状況や将来的な費用負担も踏まえ

(案)

つつ、課題解決に向けた方策を検討し、休日夜間診療所に求められる診療機能や人員体制、必要な施設設備、運営手法、概算事業費の算出等を行うとともに、専門的見地からの助言を行うこと。

(調査検討内容[例])

(1) データ分析等を踏まえた方向性の検討	
(ア) 仙台市民の初期救急医療の利用状況【需要】	
人口動態の現状及び将来見通し	
初期救急患者数の現状及び将来見通し	
休日夜間診療所の受診者の受療動向(年度別、診療科別、時間帯別、地域別、交通手段別)	
(イ) 休日夜間診療所における医療提供の現状【供給】	
運営状況(医師・コメディカルの体制等)	
高次の医療機関との連携状況(二次・三次転送の状況)その他	
(ウ) 休日夜間診療所の現行の診療体制の課題と求められる機能	
質的検討(施設設備の充実、医療従事者の安定的確保)	
量的検討(診療科目、診療時間、人員体制)	
(エ) 課題解決の方向性	
(2) 実現に向けた事業スキームの検討	
(ア) 医療提供体制整備の手法	
(イ) 概略想定スケジュール	
(ウ) 概算想定事業費(施設設備費・運営費)	

8 業務スケジュール(想定)

時期	調査内容
6月	上記調査検討内容[例](1)に関する分析等
7月	↓
8月	↓
9月	分析結果等取りまとめ
10月	上記調査検討内容[例](2)に関する調査検討等
11月	↓
12月	↓
1月	調査検討結果等取りまとめ
2月	あり方見直しの方向性を踏まえた仙台市の課題解決に向けた検討の支援
3月	↓

9 再委託

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する必要がある場合には、再委託を行うことについてあらかじめ書面により発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。

(案)

- (2) 受注者は、業務を再委託する場合においては、再委託先との関係を明確にするとともに、再委託先に対して、業務の実施について適切に指導及び管理し、業務を実施しなければならない。

10 資料等の貸与及び返却

- (1) 発注者は、その所有する資料のうち、受注者が業務の遂行に必要とする資料を受注者に貸与する。
- (2) 受注者は、貸与を受けた資料を使用する必要がなくなったときは、直ちに発注者に返却するものとする。

11 成果品

受注者は、本業務に係る成果品として、本業務に係る調査検討報告書及びその他本業務の実施に伴い取得・作成した関連資料一式を発注者に提出するものとする。

提出書類	規格	データ形式	提出部数
報告書	A 4 判	Microsoft Word Microsoft Excel Microsoft PowerPoint 等の修正・加工可能な形式によること	印刷物 2 部及び電子データを格納した CD-R 等の外部記憶媒体
その他本業務の実施に伴い取得・作成した関連資料一式	A 4 判又は A 3 判	同上	電子データを格納した外部記憶媒体

12 著作権等

- (1) 本業務を行うにあたり作成された資料等の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)は、発注者に帰属するものとする。但し、著作権に限らず本業務開始以前から受注者に帰属していた、もしくは受注者が本業務を遂行中に身につけた方法論やその他のあらゆる技術的なノウハウ等を含む他の知的財産権に関わるすべての権利は、受注者に帰属する。
- (2) 受注者は、本市に提出する資料その他の書類に当該知的財産が含まれる場合には、その旨明記するとともに、具体的内容を示すものとする。

13 その他

契約金額には、本業務の履行に係る一切の費用を含むものとする。

(案)

(別表1) 基本情報

急患センター	
所在地	仙台市若林区舟丁 64-12
開設日	平成 13 年 9 月 1 日
診療科目	内科、外科、整形外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科
診療日時	別表 2 の通り
北部急患診療所	
所在地	仙台市青葉区堤町一丁目 1-2 エムズ北仙台 2 階
開設日	平成 11 年 6 月 5 日
診療科目	内科、外科
診療日時	別表 2 の通り
夜間休日こども急病診療所	
所在地	仙台市太白区あすと長町一丁目 1-1 仙台市立病院 1 階
開設日	平成 26 年 11 月 2 日
診療科目	小児科
診療日時	別表 2 の通り
(医療従事者の確保)	
<p>医師は市内の医師グループや市内病院等から、薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師は協力団体からそれぞれ派遣協力を受けており、看護師については、(公財) 仙台市救急医療事業団が雇用している。</p> <p>また、医療事務については 3 診療所とも民間事業者への委託により実施している。</p>	

(別表2) 診療日時

休日夜間診療所	診療科	受付時間		
		平日	土曜	日曜・祝日
急患センター	内科	19:15～翌 7:00	14:45～翌 7:00	9:45～12:00 13:15～17:00 18:00～翌 7:00
	外科	19:15～23:00	14:45～23:00	9:45～12:00 13:15～17:00 18:00～23:00
	整形外科・ 婦人科・眼科・ 耳鼻咽喉科			9:45～12:00 13:15～17:00
北部急患診療所	内科・外科	19:15～23:00	14:45～23:00	9:45～12:00 13:15～17:00 18:00～23:00
こども急病診療所	小児科	19:15～翌 7:00	14:45～翌 7:00	9:45～12:00 13:15～17:00 18:00～翌 7:00

(案)

(別表3) 令和7年度患者数

区分	診療科	急患センター	北部急患診療所	こども急病診療所	合計
休日昼間	内科	3,883	3,484	-	7,367
	小児科	-	-	4,609	4,609
	外科	1,034	506	-	1,540
	整形外科	1,336	-	-	1,336
	婦人科	199	-	-	199
	眼科	654	-	-	654
	耳鼻咽喉科	1,986	-	-	1,986
	合計	9,092	3,990	4,609	17,691
土曜午後	内科	519	443	-	962
	小児科	-	-	826	826
	外科	300	115	-	415
	合計	819	558	826	2,203
準 夜	内科	5,292	3,584	-	8,876
	小児科	-	-	9,351	9,351
	外科	2,416	1,221	-	3,637
	合計	7,708	4,805	9,351	21,864
深 夜	内科	2,013	-	-	2,013
	小児科	-	-	3,812	3,812
	合計	2,013	-	3,812	5,825
全時間帯	内科	11,707	7,511	-	19,218
	小児科	-	-	18,598	18,598
	外科	3,750	1,842	-	5,592
	整形外科	1,336	-	-	1,336
	婦人科	199	-	-	199
	眼科	654	-	-	654
	耳鼻咽喉科	1,986	-	-	1,986
	合計	19,632	9,353	18,598	47,583

(別表4) 仙台市休日夜間診療所のあり方見直しの方向性 構成案

章立て		内容(例)
1	背景と目的	休日夜間診療所のあり方見直しの背景と目的
2	仙台市の初期救急医療体制	休日夜間診療所の施設概要、休日当番医の実施体制
3	現状分析 (1) 需要 (2) 供給	休日夜間診療所の患者数(診療科別、時間帯別等)、患者の交通手段の調査結果、高次の救急医療機関との連携状況、医療従事者の確保等
4	現在の休日夜間診療所の課題	・安定的な運営体制の確保、需要拡大時の対応等 ・北部急患診療所の施設構造上の課題
5	休日夜間診療所に求められる機能	(第1～4章を踏まえて作成)
6	見直しの方向性	